

一般社団法人 しまなみドローン協会 会則

総 則

第一条 この規則は、一般社団法人しまなみドローン協会（以下「本会」という）の定款に基づき、会員に関する事項を規定する。

会 員

第二条 本規則で会員とは、無人航空機の民生分野における積極的な利活用を推進する熱意をもち、本会の目的及びその事業に賛同し、本規則を承認し、入会を申し込んだ団体、企業、個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

会員サービス

第三条 1. 本会が発行する「お知らせ」「ニュース」を購読することができる。
2. 会員は、本会が主催するセミナー等の参加費の割引を受けることができる。
3. 会員は、本会が依頼を受けるビジネス案件を受託することができる。
4. 会員は、本会の総会に出席し、議決権を有する。

費用の負担

第四条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

入 会

第五条 本会の会員になろうとする者は、本会所定の手続きによる申し込みを行い、理事会にて審査、承認を受けることとする。

会 費

- 第六条
1. 会員は、次の入会金、年会費を本会に納めなければならない。
 - (1) 会員（団体）入会金 30,000 円 年会費 12,000 円
 - (2) 会員（個人）入会金 20,000 円 年会費 12,000 円
 - (3) 賛助会員 年会費 12,000 円
 2. 前項にかかわらず、初年度の年会費については、以下の通りとする。
 - (1) 入会申請月が 4 月以降の場合は翌 3 月までの月割りとする。
 3. 入会の期日から 6 ヶ月を経過する日までに所定の会費が納付されない場合は、理事会の議を経て入会の承諾を取り消す。

会費の納入

- 第七条 会費の納入は年 1 回とし、1 年分を前納するものとする。ただし、新規会員は入会時に会費を納入するものとする。

退 会

- 第八条
1. 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。
 2. 会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または解散したとき。
 - (4) 第七条の支払い義務を 6 ヶ月以上履行しなかったとき。
 - (5) 除名されたとき。
 3. 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事全員一致の決議により、会員を退会させることができる。
 4. 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。
 5. 本会に既に納入した会費等その他の拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

附 則

この規制は、令和 6 年 4 月 26 日から一部改正し施工する。

以上